

みえジビエフードシステム登録制度実施要領

農林水第 17-112 号 平成 30 年 12 月 21 日

農林水第 17-149 号 平成 31 年 3 月 15 日

農林水第 17-205 号 令和 3 年 3 月 1 日

農林水第 17-203 号 令和 5 年 3 月 20 日

農林水第 17-38 号 令和 6 年 5 月 21 日

第 1 趣旨

三重県では、高いレベルで衛生管理、品質管理が行われたみえジビエを安定的に供給するため、捕獲者、解体処理事業者、販売者等を登録する「みえジビエフードシステム登録制度（平成 30 年度策定、以下、「登録制度」という。）」を運用してきました。

しかしながら、今般、県内における豚熱に感染した野生イノシシの増加、食品衛生法改正に基づく食品等事業者への HACCP に沿った衛生管理の義務化など、食品衛生等を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、本要領は、現状法制度等に対応しつつ、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」に基づき、品質管理を徹底したみえジビエを提供するために必要な事項を定めています。

第 2 用語の定義

本要領で使用する用語の定義は別紙を参照してください。

第 3 登録区分

登録区分は、次のとおりとします。

1 施設及び事業者

A＝みえジビエ解体処理施設及び事業者

B＝みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者

C＝みえジビエの買えるお店及び事業者

D＝みえジビエ加工施設及び事業者

2 人材

E＝みえジビエハンター

F＝みえジビエ解体処理者

G＝みえジビエマスター

第 4 登録対象及び登録基準

登録制度における登録の対象は（１）～（７）のとおりとし、事業者の申請により事務を取扱います。登録にあたっては各区分に記載された要件及び共通要件（最後に記載）を全て満たすこととします。

（１）みえジビエ解体処理施設及び事業者

- ①みえジビエハンターから野生シカの持ち込みがある解体処理施設であること。
 - ②施設の所在地が三重県内であること。
 - ③食品衛生法に基づく許可を受けるとともにマニュアルに適応した施設であること。
 - ④マニュアルに基づき解体処理を行うみえジビエ解体処理者が在籍する施設であること。
 - ⑤解体処理責任者を設置していること。
 - ⑥当該施設が許可を受けている保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
- (2) みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者
- ①マニュアルに沿ってみえジビエ料理を提供する施設であること。
 - ②食品衛生法の許可を受けている、または三重県食品衛生規則に基づく届出を行っている施設であること。
 - ③食品衛生法の許可を受けているお店においては、保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
 - ④三重県食品衛生規則に基づく届出を行っている施設においては、食品衛生法施行規則別表第 17 の規定により定める食品衛生責任者になれる資格を有する者（食品衛生責任者養成講習を修了した者、栄養士、調理師、製菓衛生師等）が 1 名以上在籍していること。
- (3) みえジビエの買えるお店及び事業者
- ①マニュアルに基づきみえジビエ、または、みえジビエを原料とした加工品の販売、または、斡旋を行う施設であること。
 - ②食品衛生法の許可を受けている、または届出を行っている施設であること。
 - ③食品衛生法の許可を受けている、または届出を行っている保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
- (4) みえジビエ加工施設及び事業者
- ①マニュアルに基づきみえジビエを原料とした加工または製造を行う施設であること。
 - ②食品衛生法の許可を受けている施設であること。
 - ③保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
- (5) みえジビエハンター
- ①三重県内で狩猟登録、または、有害駆除の許可を有する者。
 - ②マニュアルに基づき、三重県内で野生のシカを捕獲する者。
 - ③過去 1 年以内に第 6 に定める登録講習会を受講済みの者。
- (6) みえジビエ解体処理者
- ①マニュアルに基づきみえジビエとして野生のシカを解体処理する者。
 - ②過去 1 年以内に第 6 に定める登録講習会を受講済みの者。
 - ③食品衛生法施行規則別表第 17 の 1 の項口の規定により定める食品衛生責任者になれる資格を有する者（食品衛生責任者養成講習を修了した者、栄養士、調理師、製菓衛生師等）。
- (7) みえジビエマスター
- ①過去 1 年以内に第 6 に定める登録講習会を受講済みの者。

なお、(1) ～ (4) の区分において、

- ・国、都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- また、全区分において
- ・その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

第5 登録事業者の責務

登録事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次についての責務を負うものとします。

- (1) 食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令（ガイドラインを含む）を遵守すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識の習得に努めること。
- (3) 食肉処理に係る食品衛生管理に関する知識の習得に努めること。
- (4) 解体処理事業者（加工事業者、販売事業者）は、品質の高いと体（枝肉・精肉等）が搬入されるよう、搬入者に対して適切な助言および情報共有に努めること。
- (5) ブランドの価値向上に努めること。
- (6) みえジビエの活用や普及啓発に努めること。
- (7) 実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
- (8) みえジビエを含む獣肉の利活用について、県の調査等に協力を行うこと。
- (9) 登録申請を行った商品（登録変更申請時も含む）等の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めること。
- (10) 登録申請を行った商品（登録変更申請時も含む）等の品質、流通、販売等において事故等が発生したときには、登録事業者がその責任を負うこと。
また、事故等が発生したときは「みえジビエ事故等発生通知書」（第23号様式）により、速やかに知事に報告すること。
- (11) 食の安全性などの重大な事案が発生した場合には、保健所等の指導に従うこと。
なお、この場合において回収等の経費及び損害は、登録事業者が負うものとする。

第6 登録講習会

第3の2の登録区分に基づき申請しようとする者は、次の講習会を受講するものとします。

1 講習会の種類

三重県農林水産部フードイノベーション課（以下「フードイノベーション課」という。）が主催、または、みえジビエ解体処理事業者等が連携して業務を実施する新たな人材を受け入れる場合に行う講習会等（フードイノベーション課が認めるものに限る）とします。

2 講習会の主な内容

次の内容を含んだものとします。みえジビエ解体処理事業者等が実施する場合、主催者は事前にフードイノベーション課と内容を協議することとします。

- (1) 野生の獣肉の利活用について
- (2) みえジビエの取組について
- (3) 食品衛生について
- (4) マニュアルについて
- (5) 登録制度について

(6) 理解度自己チェック

※答え合わせをし、講習内容の理解度をチェックできるようにします。

(7) その他、みえジビエに関連した知識、情報について

3 開催時期及び開催場所

原則、年に1回開催します。みえジビエ解体処理事業者等が実施する場合、主催者は開催時期および開催場所について事前にフードイノベーション課に報告することとします。

4 開催告知及び受講者募集

三重県ホームページ等で告知・募集するほか、みえジビエ関係団体に対して通知します。受講を希望する者は、第1-1号様式により、フードイノベーション課長に申請する。みえジビエ解体処理事業者等が実施する場合、主催者は自ら告知を行います。

5 受講修了書

登録講習会の受講修了者に対して、フードイノベーション課は、次の項目が記載された受講修了書を発行します。みえジビエ解体処理事業者等が実施する場合、主催者は開催後、速やかに受講者氏名および研修概要が分かるよう、様式9号により知事に報告します。フードイノベーション課は報告書を確認後、受講修了書を発行します。

(1) 講習会名

(2) 講習会受講日時及び受講場所

(3) 講習会受講者氏名

6 登録講習会における使用言語

講習及び資料は、日本語を使用します。

7 その他

登録講習会での受講が、県外居住、病気、仕事の都合等の理由により困難な者については、個別にフードイノベーション課またはみえジビエ解体処理事業者等（所属ハンターに限る）から講習等を受けることにより、登録講習会の受講に代えることができます。

なお、個別講習を希望する者は、次のとおり手続きを行うものとします。

(1) 個別にフードイノベーション課もしくはみえジビエ解体処理事業者等からの講習を希望する者は、第1-2号様式により、フードイノベーション課長に申請する。

(2) フードイノベーション課長は、申請を適当と判断するときは、第2号様式により、不適と判断するときは、第3号様式により、申請者に通知する。

第7 登録申請

申請は、第4の規定に基づき、次の書類によりフードイノベーション課で受け付けます。申請書類及び添付書類については、申請者に返却しません。個人情報を含む書類については、県の管理規定に基づき、厳重に管理します。

なお、既登録事業者が登録施設の新規申請または追加申請をする場合にも、申請書類及び添付書類の提出が必要です。

〈各申請書類〉

1 みえジビエ解体処理施設及び事業者

(1) 登録申請書（第4-1号様式） 1部

(2) 登録申請調書（第5-1号様式） 1部

(3) 誓約書（第6-1号様式） 1部

- (4) 申請施設に係る写真 各1枚(カラー写真:画像印刷提出でも可)
- ①施設の外観 ②解体処理室 ③精肉室 ④精肉台 ⑤解体処理作業用の刃物類
⑥刃物類の殺菌器具 ⑦冷凍庫 ⑧異物検査機(金属探知機、または、X線検査機)
- (5) 登記簿謄本、または、住民票 1部
- 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本(過去1年以内に発行したもの)の写し、
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票(過去1年以内に発行したもの)の写し、
個人にあっては、申請者の住民票(過去1年以内に発行したもの)の写し
- (6) 納税証明書 各1部
- ア 三重県県税事務所が発行する「納税証明書」(証明内容:「県税に滞納がないこと」。
過去1年以内に発行したもの)の写し
- ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。
- イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3」(証明内容:「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。
過去1年以内に発行したもの)の写し
- (7) 食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写しまたは、申請及び更新申請期間中の場合は、当該申請届出の写し 1部
- ただし、保健所政令市(保健所設置市)及び県外の事業者については、第7号様式を併せて提出すること
- (8) 当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票(過去1年以内に発行したもの)の写し 1部
- (9) 施設の位置を示した図面及び施設平面図 1部
- (10) 別途定める、書類審査に必要な書類 1部
- (11) その他、特に知事が必要と認める書類等 1部
- ※(1)(3)(5)(6)については、第3の1に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

2 みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者

- (1) 登録申請書(第4-1号様式) 1部
- (2) 登録申請調書(第5-2号様式) 1部
- (3) 誓約書(第6-1号様式) 1部
- (4) 申請施設に係る写真 各1枚(カラー写真:画像印刷提出でも可)
- ①施設の外観 ②調理場 ③飲食スペース ④食材のみえジビエを保管(予定)する冷凍庫 ⑤みえジビエ料理の写真
- (5) 登記簿謄本、または、住民票 1部
- 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本(過去1年以内に発行したもの)の写し、
任意団体にあつては、代表者の住民票(過去1年以内に発行したもの)の写し、
個人にあっては、申請者の住民票(過去1年以内に発行したもの)の写し
- (6) 申請施設の概要が分かる書類 1部
- ①申請時に提供しているメニュー表 ②パンフレット等
- (7) 納税証明書 各1部
- ア 三重県県税事務所が発行する「納税証明書」(証明内容:「県税に滞納がないこと」。
過去1年以内に発行したもの)の写し
- ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない法人または任意団体、個人に

おいては、この限りでない。

イ 税務署が発行する「納税証明書その3」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去1年以内に発行したもの）の写し

ただし、任意団体、個人においては、この限りでない。

(8) 許可を受けているお店においては、食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し

または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し 1部

ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第7号様式を併せて提出すること

(9) 許可を受けているお店においては、保健所の交付する食品衛生監視票（過去1年以内に発行したもの）の写し 1部

(10) 届出を行っている施設においては、三重県食品衛生規則第13条に基づく業務開始届出書（第8号様式）の写し 1部

(11) その他、特に知事が必要と認める書類等

※(1)(3)(5)(7)については、第3の1に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

3 みえジビエの買えるお店及び事業者

(1) 登録申請書（第4-1号様式） 1部

(2) 登録申請調書（第5-3号様式） 1部

(3) 誓約書（第6-1号様式） 1部

(4) 申請施設に係る写真 各1枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）

①施設の外観 ②販売スペース ③販売商品を保管（予定）する保管庫

※みえジビエ、または、みえジビエ加工品の現物を直接扱わない斡旋の場合には、写真の添付を省略することができる。

(5) 登記簿謄本、または、住民票 1部

法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去1年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去1年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去1年以内に発行したもの）の写し

(6) 申請施設の概要が分かる書類 1部

①申請時に販売（斡旋）している商品カタログ ②会社概要等

※既登録事業者で登録施設の追加申請時は省略することができる。

(7) 納税証明書

ア 三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」。過去1年以内に発行したもの）の写し

ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去1年以内に発行したもの）の写し

(8) 食品衛生法に基づく営業許可等を受けている、または届出を行っていることを証明する書類の写し、または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し 1部
ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第7号様式を併せて提出すること

- (9) 当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し

※みえジビエ、または、みえジビエ加工品の現物を直接扱わない斡旋の場合には、省略することができる。

- (10) その他、特に知事が必要と認める書類等

※（１）（３）（５）（７）については、第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

4 みえジビエ加工施設及び事業者

- (1) 登録申請書（第４－１号様式） １部

- (2) 登録申請調書（第５－４号様式） １部

- (3) 誓約書（第６－１号様式） １部

- (4) 申請施設に係る写真 各１枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）

①施設の外観 ②加工室 ③みえジビエ保管（予定）冷凍庫 ④商品保管冷蔵庫（冷蔵加工食品製造の場合）⑤商品保管冷凍庫（冷凍加工食品製造の場合）

⑥商品保管庫（常温の場合）⑦異物検査機（金属探知機、または、X線検査機）

- (5) 登記簿謄本、または、住民票 １部

法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去１年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し。

- (6) 申請施設の概要が分かる書類 １部

①申請時に製造している商品カタログ ②会社概要等

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録施設の追加申請時は省略することができる。

- (7) 納税証明書

ア 三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し

ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その３」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し

- (8) 食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写しまたは、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し １部

ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式を併せて提出すること

- (9) 当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し １部

- (10) その他、特に知事が必要と認める書類等

※（１）（３）（５）（７）については、第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

5 みえジビエハンター

- (1) 登録申請書（第４－２号様式） １部

- (2) 登録申請調書（第５－５号様式） １部

- (3) 誓約書（第6－2号様式） 1部
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免状の写し 1部
- (5) 申請者写真 2枚
 - ※縦3cm×横2.4cm
 - ※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
 - ※裏面に、氏名・撮影年月日を記載
 - データでの提出も可。
- (6) 本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し 1部
 - ※住民票（過去1年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
- (7) 第6の5で交付された登録講習会受講修了書の写し 1部
- (8) その他、特に知事が必要と認める書類等
 - ※（1）（3）（6）（7）については、第3の2に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

6 みえジビエ解体処理者

- (1) 登録申請書（第4－2号様式） 1部
- (2) 登録申請調書（第5－6号様式） 1部
- (3) 誓約書（第6－2号様式） 1部
- (4) 食品衛生法施行規則別表第17の1の項口の規定により定める食品衛生責任者になれる資格を証する書類等の写し 1部
 - ※食品衛生責任者養成講習の受講が確認できる修了証、調理師免許の写し等
- (5) 申請者写真 2枚
 - ※縦3cm×横2.4cm
 - ※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
 - ※裏面に、氏名・撮影年月日を記載
 - データでの提出も可。
- (6) 本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し 1部
 - ※住民票（過去1年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
- (7) 第6の5で交付された登録講習会受講修了書の写し 1部
- (8) その他、特に知事が必要と認める書類等
 - ※（1）（3）（6）（7）については、第3の2に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

7 みえジビエマスター

- (1) 登録申請書（第4－2号様式） 1部
- (2) 登録申請調書（第5－7号様式） 1部
- (3) 誓約書（第6－2号様式） 1部
- (4) 申請者写真 2枚
 - ※縦3cm×横2.4cm
 - ※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
 - ※裏面に、氏名・撮影年月日を記載
 - データでの提出も可。
- (5) 本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し 1部
 - ※住民票（過去1年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し

- (6) 第6の5で交付された登録講習会受講修了書の写し 1部
- (7) その他、特に知事が必要と認める書類等

※(1)(3)(5)(6)については、第3の2に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

第8 登録申請料及び登録料

申請料及び登録料並びに更新登録料は無料とする。ただし、申請及び審査等にかかる実費（商品見本、試食経費、送料、写真代、コピー代等）については申請者の負担とする。

第9 登録の審査

- 1 審査は、フードイノベーション課で行う。
- 2 審査は、第3の登録区分に基づき次のとおり実施する。なお、現地審査については、申請書類で現地設備等が確認できる場合や登録申請書提出以前にフードイノベーション課職員が登録要件を満たしていることを確認している場合には、省略することがある。

(1) 第3の1に係る審査項目

①書類審査

- ・みえジビエ解体処理施設及び事業者（第8－1号様式）
- ・みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者（第8－2号様式）
- ・みえジビエの買えるお店及び事業者（第8－3号様式）
- ・みえジビエ加工施設及び事業者（第8－4号様式）

②現地審査

- ・みえジビエ解体処理施設及び事業者（第10－1号様式）
- ・みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者（第10－2号様式）
- ・みえジビエの買えるお店及び事業者（第10－3号様式）
- ・みえジビエ加工施設及び事業者（第10－4号様式）

③申請者へのヒアリング

(2) 第3の2に係る審査項目

①書類審査

- ・みえジビエハンター（第11－1号様式）
- ・みえジビエ解体処理者（第11－2号様式）
- ・みえジビエマスター（第11－3号様式）

②申請者へのヒアリング

3 審査方法は、次のとおりとする。

(1) 書類審査

別紙審査表に基づき、登録要件を満たしているか、書類に不備がないか審査する。

(2) 現地審査

別紙審査表に基づき、登録要件を満たしているか審査する。

審査時には、シカの解体処理作業手順、みえジビエ料理の確認及び試食、みえジビエ加工品の確認及び試食等、登録区分に応じた確認を行う。

- 4 フードイノベーション課は、申請内容の許可等について、三重県医療保健部食品安全課（以下、「食品安全課」という。）に対し、第12号様式により確認を依頼することがで

きる。

- 5 申請者は、書類審査および現地審査時に審査が円滑にできるように協力するものとする。
- 6 知事は、第9に基づき審査した結果、登録が適当と判断したときは登録を認め、不適当と判断したときは登録を認めない。

第10 登録審査結果の通知等

- 1 知事は、申請者に対し、審査の結果を次のとおり通知する。
 - (1) 第3の1の登録区分については、登録を認める場合は、第13-1号様式により、登録を認めない場合は、第13-2号様式により通知する。
 - (2) 第3の2の登録区分については、登録を認める場合は、第13-3号様式により、登録を認めない場合は、第13-4号様式により通知する。
- 2 登録を認めた施設及び事業者（以下、「登録事業者」という。）に対し、登録証（第14号様式）を交付し、表示看板（第15号様式）を貸与する。

表示看板の貸与は、1事業者1回限りとし、原則再貸与は行わない。登録期間中に表示看板を紛失または破損した場合、登録事業者の負担において、フードイノベーション課の指定する方法で制作、修繕等を行うこと。ただし、天災その他の登録事業者の責めに帰することのできない理由で紛失または破損した場合はこの限りでない。
- 3 登録を認めた者（以下「登録者」という。）には、登録区分ごとに登録証（第16号様式）及び登録カード（第17号様式）を交付する。
- 4 登録有効期限は、登録日の属する年度を基準とし、2年度を経過した次の4月30日までとする。
- 5 登録番号は、みえジビエ第（登録区分）-（登録番号）号とし、登録区分ごとに登録を認めた順に割り振る。登録の取り下げや登録抹消などにより、登録番号に欠番を生じた場合には、当該番号は欠番として扱う。
- 6 登録の認否にかかわらず、申請内容については、次のとおり「みえジビエフードシステム登録台帳」（以下、「台帳」とする。）をフードイノベーション課が作成する。

なお、個人情報を含む申請内容については、フードイノベーション課が適正に管理し、必要に応じて食品安全課、三重県農林水産部獣害対策課（以下、「獣害対策課」という。）及び三重県農林水産部家畜防疫対策課（以下、「家畜防疫対策課」という。）に共有できるものとする。

第3の1の登録区分の申請に関しては、第18-1号様式の台帳により、第3の2の登録区分の申請に関しては、第18-2号様式の台帳により作成する。

第11 登録の公表等

知事は、第3の1の登録区分において登録を認めた場合は、当該登録内容について、次のとおり県ホームページで公表する。

- (1) 登録区分
- (2) 登録番号
- (3) 施設名（屋号）、施設代表者、施設所在地、電話番号

第12 登録内容の変更、登録の取り下げ

- 1 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の事由が発生してから 14 日以内に第 19 号様式により、知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、または、名称若しくは代表者を変更したとき
 - (2) 申請者の所在地、居住地を変更したとき
 - (3) 登録申請の内容を廃止、または、中止したとき
- 2 登録事業者の都合により、登録期間内であっても登録を取り下げることができる。

ただし、この場合には第 19 号様式に必要事項を記載のうえ提出するとともに、第 10 の 2 で交付した登録証及び貸与した表示看板、または、第 10 の 3 で交付した登録証及び登録カードをフードイノベーション課に返却する。

第 13 登録更新

- 1 登録を更新しようとする登録事業者及び登録者は、登録日の属する年度を基準とし、2 年度を経過した次の 4 月 15 日までに、第 24 号様式により登録継続の申請を行うものとする。
- 2 登録を更新しない場合、第 10 の 2 で交付した登録証または第 10 の 3 で交付した登録証及び登録カード（有効期限を過ぎたもの）については登録事業者または登録者自身で破棄することとし、第 10 の 2 で貸与した表示看板についてはフードイノベーション課に返却する。

第 14 実績報告書

登録事業者及び登録者は、毎年 4 月の別に定める日までに、次の様式により、前年度（4 月～翌 3 月）における実績を知事へ報告しなければならない。

- (1) みえジビエ解体処理施設及び事業者（第 20-1 号様式）
- (2) みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者（第 20-2 号様式）
- (3) みえジビエの買えるお店及び事業者（第 20-3 号様式）
- (4) みえジビエ加工施設及び事業者（第 20-4 号様式）
- (5) みえジビエハンター（第 21-1 号様式）
- (6) みえジビエ解体処理者（第 21-2 号様式）
- (7) みえジビエマスター（第 21-3 号様式）

第 15 業務状況の聴取等

知事は、特に必要があると認めるときは、登録者に対して報告を求め、調査し、または、必要な指示を行うことができる。

第 16 登録の取消

- 1 知事は、登録事業者、または、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合、登録事業者、または、登録者に損害が生じても、三重県はその責を負わない。
 - (1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき
 - (3) 第 12、第 13 の申請、または、第 14 の報告を正当な理由なく行わなかったとき
 - (4) 第 15 の報告、調査を正当な理由なく拒否し、または、必要な指示、指導等に従わな

かったとき

(5) みえジビエに関する取り扱い等を3年間以上行わなかったとき

(6) その他、マニュアルに反する行為やみえジビエの推進に支障を来す行為があった時

2 登録取消の対象となる登録事業者、または、登録者には、登録取消通知書（第22号様式）により、取消の通知及び取消となる内容等について通知する。

また、登録を抹消した場合には、第10の6の台帳に記載し、必要に応じて食品安全課、獣害対策課及び家畜防疫対策課に情報を共有できるものとする。

3 知事は、登録を取り消す場合は、その対象となる内容及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の職氏名）を公表することができる。

4 第16の1で、登録を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな登録を申請することができない。

5 登録を取り消された者は、登録有効期限が残っている第10の2で交付した登録証及び貸与した表示看板、または、第10の3で交付した登録証及び登録カードを取り消しの日より14日以内にフードイノベーション課に返却しなければならない。

第17 登録の表示

1 登録事業者は、第10の2により交付した登録証及び貸与した表示看板を施設の入口等に掲示する。

2 登録者は、みえジビエに関する作業を行う際、第10の3により交付した登録カードを携帯する。

3 登録事業者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ホームページ等で、「みえジビエ」と表示することができる。

ただし、表示する場合には、他の商品等と誤解を招かないように十分に注意する。

第18 事務処理

この登録に関する主たる事務は、フードイノベーション課が行う。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はフードイノベーション課が別に定める。

附則

1 この要領は、平成31年3月16日から施行する。

2 第7の登録の申請を行おうとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができるものとする。

3 知事は、前項による登録の申請があった場合には、施行日前においても、第8から第11の規定により登録に係る必要な行為をできるものとする。

4 みえジビエ登録制度実施要領（平成25年12月20日付け施行）については、みえジビエフードシステム登録制度への移行期間として平成31年3月15日まで有効とし、平成31年3月16日をもって廃止する。

附則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和５年３月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和６年５月 21 日から施行する。

第 1－1 号様式（第 6 の 4 の関係）

みえジビエフードシステム登録に係る講習受講申請書

年 月 日

三重県農林水産部

フードイノベーション課長あて

申請者

〒

住所：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 6 の 1 の登録講習会の受講を希望しますので、申請します。

記

所属する（予定）のみえジビエフードシステム登録制度登録（予定）施設名

（規格 A 4 版）

第 1－2 号様式（第 6 の 7 の（1）関係）

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講申請書

年 月 日

三重県農林水産部

フードイノベーション課長あて

申請者

〒

住所：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 6 の 1 の登録講習会が下記の理由により、
受講できないため、個別講習を希望しますので、申請します。

記

1 所属する（予定）のみえジビエフードシステム登録制度登録（予定）施設名

2 個別講習を希望する理由

（規格 A 4 版）

事 務 連 絡
年 月 日

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講通知書（通知）

申請者 あて

三重県農林水産部
フードイノベーション課長

このことについて、下記のとおり、みえジビエフードシステム登録に係る個別講習を実施しますので、通知します。

記

1 実施日時
年 月 日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

2 実施場所
〇〇〇（所在地： ）

3 その他
当日の受講ができなくなった場合には、速やかにフードイノベーション課まで連絡をお願いします。

事 務 連 絡
年 月 日

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習不承認通知書（通知）

申請者 あて

三重県農林水産部
フードイノベーション課長

このことについて、 年 月 日付けで、みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講申請書が提出されましたが、下記の理由により、個別講習は実施しませんので、登録講習会での受講をいただきますよう、お願いします。

記

1 個別講習を実施しない事由

第4-1号様式(第7の1の(1)、第7の2の(1)、第7の3の(1)、第7の4の(1)関係)
みえジビエフードシステム登録申請書(施設及び事業者)

年 月 日

三重県知事 へ

申請者

(法人、団体については、主たる事務所の所在地)

〒

住所：

(法人、団体については、名称及び代表者職氏名)

氏名：

担当者名：

電話：

FAX：

E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領に基づき、みえジビエフードシステム登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、登録区分、登録番号、施設名(屋号)、施設所在地、施設代表者、店舗名、店舗所在地、店舗連絡先、営業時間、定休日、料理ジャンルの公表について、同意します。

また、連絡先について、特定非営利活動法人みえジビエ推進協議会に開示することを同意します。

(規格A4版)

第4-2号様式（第7の5の(1)、第7の6の(1)、第7の7の(1)関係）
みえジビエフードシステム登録申請書（人材）

年 月 日

三重県知事 あて

申請者

〒

住所：

氏名：

電話：

E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領に基づき、みえジビエフードシステム登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、登録区分、登録番号、氏名の公表について、同意します。

また、連絡先について、特定非営利活動法人みえジビエ推進協議会に開示することを同意します。

（規格A 4版）

第5-1号様式（第7の1の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエ解体処理施設及び事業者）

1 申請者の概要

フリガナ			
施設名			
施設所在地	〒		
施設連絡先	電 話		F A X
	E-MAIL		
施設代表者 職・氏名		解体処理 責任者職・氏名	
建設年月日			
みえジビエ 解体処理者名	氏 名	登録番号	
	※本施設で解体処理を行う、みえジビエフードシステム登録制度に登録済のみえジビエ解体処理者全員を記入すること。なお、申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。		
みえジビエ ハンター名	氏 名	登録番号	
	※本施設で受け入れする個体の捕獲を行う、みえジビエフードシステム登録制度に登録済のみえジビエハンター全員を記入すること。なお、申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。		

2 解体処理状況等の概要（予定）

- (1) 年間解体処理頭数 _____ 頭
- (2) 受け入れするシカの主な捕獲市町
- (3) みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）
- ※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格A4版）

第5-2号様式（第7の2の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書
（みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者）

1 申請者の概要

フリガナ			
店舗名			
店舗所在地	〒		
店舗連絡先	電 話		F A X
	E-MAIL		
店舗代表者 職・氏名			
店舗運営 責任者職・氏 名			
営業時間			
定休日			
食品衛生 責任者氏名			
料理人氏名			
料理ジャンル	※和食・洋食・中華・フレンチ料理・イタリアン料理等を記入すること。		
みえジビエ の仕入先	仕入先名		
	所 在 地		
みえジビエ加 工品の仕入先	商 品 名		
	製造者名		
	所 在 地		

2 みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格A4版）

第5-3号様式（第7の3の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエの買えるお店及び事業者）

1 申請者の概要

フリガナ				
店舗名				
店舗所在地	〒			
店舗連絡先	電 話		F A X	
	E-MAIL			
店舗代表者 職・氏名				
店舗運営 責任者職・氏 名				
営業時間				
定休日				
食品衛生 責任者氏名				
取り扱う 商品種別	※シカ精肉、シカ加工品等を記入すること。			
取り扱う 商品の仕入先	※仕入先または商品が複数の場合には、全部の仕入先を記入すること。			

2 みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格A4版）

第5-4号様式（第7の4の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエ加工施設及び事業者）

1 申請者の概要

フリガナ				
施設名				
施設所在地	〒			
施設連絡先	電 話		F A X	
	E-MAIL			
施設代表者 職・氏名				
施設運営 責任者職・氏 名				
食品衛生 責任者氏名				
製造する主な みえジビエ加 工品の概要				
原料のみえジ ビエ仕入れ先	※仕入先または商品が複数の場合には、全部の仕入先を記入するこ			

2 みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格A 4 版）

第5-5号様式（第7の5の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエハンター）

1 申請者の概要

フリガナ				
氏名				
住所	〒			
連絡先	電 話		F A X	
	E-MAIL			
狩猟免状	種 別			
	番 号			
捕獲行為を行う主な地域	狩 猟	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
	有害駆除	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
捕獲個体の搬入予定施設	施設名	※搬入を行う該当施設があれば記入すること。申請時に予定がない場合は、空欄でも良い。		
	所在地	※搬入を行う該当施設があれば記入すること。申請時に予定がない場合は、空欄でも良い。		
登録講習会 受講年月日	受講年月日			
	受講場所名			

（規格A4版）

第5-6号様式（第7の6の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエ解体処理者）

1 申請者の概要

フリガナ				
氏名				
住所	〒			
連絡先	電 話		F A X	
	E-MAIL			
解体処理を行う施設	施設名			
	所在地			
受け入れする 個体の主な 捕獲地域	狩 猟	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
	有害駆除	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
食品衛生責任 者講習会受講	受講年月日			
	受講管轄 保健所			
登録講習会 受講年月日	受講年月日			
	受講場所名			

（規格 A 4 版）

第5-7号様式（第7の7の(2)関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエマスター）

1 申請者の概要

フリガナ				
氏名				
住所	〒			
連絡先	電 話		F A X	
	E-MAIL			
登録講習会 受講年月日	受講年月日			
	受講場所名			
所属するみえ ジビエ関係の 施設	施設名	※該当する施設があれば記入する。		
	所在地	※該当する施設があれば記入する。		

第6-1号様式(第7の1の(3)、第7の2の(3)、第7の3の(3)、第7の4の(3)関係)
誓約書(施設及び事業者)

年 月 日

三重県知事 あて

私は、みえジビエフードシステム登録制度への申請を行うにあたり、下記のとおり、誓約します。

なお、登録後でも、虚偽の申請、食中毒発生時等の対応でみえジビエフードシステム登録制度の登録者として相応しくないと判断される場合には、登録を抹消されても、異議申し立てを行いません。

また、登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。

記

- 1 みえジビエフードシステム登録制度申請に係る提出書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアルを遵守します。
- 3 みえジビエフードシステム登録制度実施要領を遵守します。
- 4 登録後に、食の安全性に関わる重篤な事故等が発生した場合には、速やかに自主回収等を行い、被害が拡大しないように取り組みます。
- 5 みえジビエの普及・推進に取り組みます。

(法人、団体については、主たる事務所の所在地)
住所；

(法人、団体については、名称及び代表者職氏名)
氏名；

(規格A4版)

第6-2号様式（第7の5の(3)、第7の6の(3)、第7の7の(3)関係）
誓 約 書（人材）

年 月 日

三重県知事 あて

私は、みえジビエフードシステム登録制度への申請を行うにあたり、下記のとおり、誓約します。

なお、登録後でも、虚偽の申請、みえジビエフードシステム登録制度の登録者として相応しくないと判断される場合には、登録を抹消されても、異議申し立てを行いません。

また、登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。

記

- 1 みえジビエフードシステム登録制度申請に係る提出書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 常にみえジビエに関する正しい情報、知識の収集に努め、みえジビエの普及・推進に取り組めます。
- 3 みえジビエに関わるスペシャリストとして、他の模範になるよう行動します。

〒
住所；

氏名；

（規格A4版）

第7号様式（第7の1の(7)、第7の2の(8)、第7の3の(8)、第7の4の(8)関係）
営業許可証明願（施設及び事業者）

年 月 日

保健所長 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

下記のことについて証明願います。

業種	
住所	
営業所所在地	
屋号	
営業者氏名	
許可・届出番号	
有効期間・ 届出年月日	
過去5年以内の 行政処分の有無	無 ・ 有 （「有」の場合、期間と処分内容を記載）

営業許可証明書

第 号

上記証明願の内容に相違ないことを証明する。

年 月 日

保健所長

（規格A4版）※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

第8-1号様式（第9の2の(1)の①関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
(1)	登録申請書※（第4-1号様式）		1部		
(2)	登録申請調書（第5-1号様式）		1部		
(3)	誓約書※（第6-1号様式）		1部		
(4)	申請施設に係る写真	①施設の外観	1部		
		②解体処理室	1部		
		③精肉室	1部		
		④精肉台	1部		
		⑤解体処理作業用の刃物類	1部		
		⑥刃物類の殺菌器具	1部		
		⑦冷凍庫	1部		
		⑧異物検査機	1部		（金属探知機、または、X線検査機）
(5)	登記簿謄本、または、住民票※		1部		過去1年以内に発行したもの
(6)	納税証明書※	県税	1部		過去1年以内に発行したもの
		国税	1部		過去1年以内に発行したもの
(7)	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し		1部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第7号様式
(8)	食品衛生監視票		1部		80点以上 過去1年以内に発行したもの
(9)	施設の位置を示した図面及び施設平面図		1部		
(10)	解体処理施設の実務に関する以下の書類の写し ☐ 衛生管理計画 ☐ 捕獲・受入個体記録表 ☐ 冷蔵庫内・冷凍庫内温度表 ☐ 食肉処理作業の点検記録表 ☐ 従事者等の衛生管理点検表 ☐ 衛生検査チェック表 ☐ 改善措置記録表 ☐ 金属探知機チェック表 ☐ 製品の保管・出荷管理表 ☐ 食肉処理チェック表（月1回） ☐ 表示（ラベル）見本		各1部		みえジビエマニュアルと同様の内容が含まれていれば、様式は問わない。

(11)	その他、特に知事が必要と認める書類等			
------	--------------------	--	--	--

※第 3 の 1 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

第8-2号様式（第9の2の(1)の①関係）

みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者及び事業者書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
(1)	登録申請書※（第4-1号様式）	1部		
(2)	登録申請調書（第5-2号様式）	1部		
(3)	誓約書※（第6-1号様式）	1部		
(4)	申請施設に係る写真	①施設の外観	1部	
		②調理場	1部	
		③飲食スペース	1部	
		④食材のみえジビエを保管（予定）する冷凍庫	1部	
		⑤みえジビエ料理の写真	1部	
(5)	登記簿謄本、または、住民票※	1部		過去1年以内に発行したもの
(6)	申請施設の概要が分かる書類	①メニュー表	1部	
		②パンフレット等	1部	
(7)	納税証明書※	県税	1部	過去1年以内に発行したもの
		国税	1部	過去1年以内に発行したもの
(8)	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し（許可を受けているお店等のみ）	1部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第7号様式
(9)	食品衛生監視票（許可を受けているお店等のみ）	1部		80点以上 過去1年以内に発行したもの
(10)	三重県食品衛生規則に基づく業務開始届出書の写し（届出を行っている施設のみ）	1部		
(11)	その他、特に知事が必要と認める書類等			

※第3の1に規定する登録区分の複数同時申請時は1部提出で共通とする。

第 8-3 号様式（第 9 の 2 の（1）の①関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
(1)	登録申請書※（第 4-1 号様式）		1 部		
(2)	登録申請調書（第 5-3 号様式）		1 部		
(3)	誓約書※（第 6-1 号様式）		1 部		
(4)	申請施設に係る写真	①施設の外観	1 部		
		②販売スペース	1 部		
		③販売商品を保管（予定）する保管庫	1 部		
(5)	登記簿謄本、または、住民票※		1 部		過去 1 年以内に発行したもの
(6)	申請施設の概要が分かる書類	①商品カタログ	1 部		
		②会社概要等	1 部		
(7)	納税証明書※	県税	1 部		過去 1 年以内に発行したもの
		国税	1 部		過去 1 年以内に発行したもの
(8)	食品衛生法に基づく営業許可等を受けている、または届出を行っていることを証明する書類の写し		1 部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第 7 号様式
(9)	食品衛生監視票		1 部		80 点以上 過去 1 年以内に発行したもの
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第 3 の 1 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

第 8-4 号様式（第 9 の 2 の（1）の①関係）

みえジビエ加工施設及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
(1)	登録申請書※（第 4-1 号様式）		1 部		
(2)	登録申請調書（第 5-4 号様式）		1 部		
(3)	誓約書※（第 6-1 号様式）		1 部		
(4)	申請施設に係る写真	①施設の外観	1 部		
		②加工室	1 部		
		③みえジビエ保管（予定）冷凍庫	1 部		
		④商品保管冷蔵庫	1 部		冷蔵加工食品製造の場合
		⑤商品保管冷凍庫	1 部		冷凍加工食品製造の場合
		⑥商品保管庫	1 部		常温の場合
		⑦異物検査機	1 部		金属探知機、または、X線検査機
(5)	登記簿謄本、または、住民票※		1 部		過去 1 年以内に発行したもの
(6)	申請施設の概要が分かる書類	①商品カタログ	1 部		
		②会社概要等	1 部		
(7)	納税証明書※	県税	1 部		過去 1 年以内に発行したもの
		国税	1 部		過去 1 年以内に発行したもの
(8)	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し		1 部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第 7 号様式
(9)	食品衛生監視票		1 部		80 点以上 過去 1 年以内に発行したもの
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第 3 の 1 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

第9号様式（第6の5関係）

みえジビエフードシステム登録に係る講習受講報告書

年 月 日

三重県知事 あて

報告者

登録番号：みえジビエ第 ー 号

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
〒

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

受講確認責任者：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領に基づき、連携して業務を行う下記のみえジビエフードシステム登録希望者のハンターに対し、三重県フードシステム登録講習にかかわる講習を実施したため、報告いたします。

記

みえフードシステム登録に係る講習受講者一覧

〇／〇

氏名	住所	受講日	受講 確認日	受講 確認 責任者（印）

※続きは続紙へ

続紙

○／○

氏名	住所	受講日	受講 確認日	受講 確認 責任者（印）

第10-1号様式（第9の2の(1)の②関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

項目	確認点	審査
原材料の荷受け、処理、製品の保管をする室または場所	・ 室は作業区分に応じて区画されているか。	☐
不可食部分を入れるための容器や廃棄に使用するための容器	・ 不浸透性の材料でできているか。 ・ 処理量に応じた容量があるか。 ・ 消毒が容易であるか。 ・ 汚液や汚臭が漏れない構造であるか。 ・ 蓋があるか。	☐
冷蔵設備（製品の冷蔵保存が必要な場合）	・ 製品が10℃以下となるよう管理することができる冷蔵設備があるか。 ・ 処理量に応じたものであるか。	☐
冷凍設備	・ 製品が－15℃以下となるよう管理することができる冷蔵設備があるか。 ・ 処理量に応じたものであるか。	☐
処理室の設備	・ 解体された肉を分割するために必要な設備があるか。	☐
給水設備	・ 上水道又は飲用に適する水が適切に供給することができる設備があるか。	☐
施設構造	・ と体の洗浄設備があるか。 ・ 床面は不浸透性の材質で作られ、排水を良好に行うことができるか。 ・ 内壁は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされているか。 ・ じん埃、廃水等による汚染を防止できる構造または設備であるか。 ・ ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備であるか。	☐
はく皮場所	・ 懸吊設備があるか。 ・ 手指や器具の洗浄及び消毒設備があるか。	☐
懸吊室	・ 他の作業場所から隔壁により区画されているか。	☐

	・ 出入口の扉が密閉できる構造であるか。	
洗浄消毒設備	・ 60℃以上の温湯及び 83℃以上の熱湯を供給することができる設備があるか。 ・ 温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計があるか。 ・ 脱骨・精肉室の入室時の足元の消毒設備があるか。	☐
作業服	・ 皮剥ぎ、内臓摘出と脱骨、精肉等の作業服は分かれており、特に脱骨以降の作業服は、衛生的であるか。	☐
刃物類	・ 脱骨・精肉用の刃物類があるか。	☐
異物検査機	・ 異物検査機は常備されており、正常に稼動するか。	☐
と体の受け入れ	・ 搬入者から捕獲・受入個体記録表を受け取り、記入内容の確認を行っているか。 ・ 個体に関する情報を記録しているか。 ・ と体に個体管理番号を割り振っているか。	☐
と体の洗浄	・ と体洗浄区域で、上水道水で十分に洗浄しているか。 ・ と体の洗浄は、個々に行っているか。	☐
結さつ	・ 刃は手前に向け、と体の内側から外側に皮を切開しているか。 ・ 食道・気道及び直腸を、紐やゴム、結束バンド等で結さつしているか。	☐
内臓摘出	・ 消化器官や膀胱を損傷しないよう摘出しているか。 ・ 刃物類は、使用の直前や使用中、消毒しているか。 ・ 血液や内臓等の廃棄物は、廃棄物専用箱等に収納しているか。 ・ 汚染部位は、切り取って除去しているか。	☐
はく皮	・ 刃は手前に向け、と体の内側から外側に皮を切開しているか。 ・ 常にと体から離れて丸まるように切開しているか。 ・ 皮は、専用容器等に入れて区別しているか。 ・ 結さつ後、速やかにはく皮作業を完了しているか。	☐
トリミング	・ 汚染部位と接触した可能性がある部位や付着物を完全に除去しているか。 ・ 肉の銃創部、止め刺し部、放血切開部、変色部等は、肉の状態が正常な範囲までトリミングしているか。 ・ 最後に枝肉全体を上水道水で洗浄し、水切りを行っているか。	☐
包装・保管	・ 枝肉は清潔な食肉包装に適したシート等で完全に覆っているか。 ・ 個体識別のために必要な措置をとっているか。 ・ 枝肉は解体処理後、速やかに冷蔵し、肉の芯温が 10℃	☐

	以下となるようにしているか。 ・消費期限を適切に設定し、商品管理しているか。	
異物混入検査	・金属探知機による異物混入検査を行っているか。	☐

第10-2号様式（第9の2の(1)の②関係）

みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

《 審査項目 》

項目		審査欄	記録写真
調理方法	生食で提供していないか	☐	☐
	肉の表面は 75℃で 60 秒以上の加熱、肉の中心部では、原則「75℃で 60 秒」もしくは「63℃以上で 30 分」またはこれと同等以上の十分な加熱を行っているか。		
	（記録） 加熱方法	☐	☐
	（記録） 加熱時間		
	断面等を確認のうえ、十分に加熱がされているか	☐	☐
	試食のうえ、十分に加熱がされているか	☐	☐
調理器具	肉用（、または、みえジビエ用）の包丁・まな板を使用しているか	☐	☐
保管施設	冷蔵施設・冷凍施設は常備されているか	☐	☐

第10-3号様式（第9の2の(1)の②関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

《 審査項目 》

項目		審査欄	記録写真
販売方法	冷蔵商品の場合、10℃以下で保冷した状態で販売されているか。 (記録) 冷蔵施設の温度	☐	☐
	冷凍商品の場合、-15℃以下で保冷した状態で販売されているか。 (記録) 冷凍施設の温度	☐	☐
	加熱処理されているものか、または、加熱指示表示がされているか	☐	☐

第10-4号様式（第9の2の(1)の②関係）

みえジビエ加工施設及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

《 審査項目 》

項目		審査欄	記録写真
加工品原料の 保管方法	原料は、10℃以下に保たれる保冷施設にて保管されているか	☐	☐
	（記録） 保冷施設の温度		
製造方法	衛生的な作業着、帽子、手段、マスクを着用しているか	☐	☐
	製造するみえジビエ加工品のクオリティが著しく劣っていないか	☐	☐
	加工器具等はマニュアルに沿って管理されているか	☐	☐
	包装器具等は常備されているか	☐	☐
	異物検査機（金属探知機、X線検査器等）は常備されているか	☐	☐
	出荷前の加熱（未加熱での出荷の場合は指示表示）がされているか	☐	☐
加工品（完成品）の 保管方法	冷蔵商品の場合、10℃以下で保冷した状態で販売されているか。	☐	☐
	（記録） 冷蔵施設の温度		
	冷凍商品の場合、-15℃以下で保冷した状態で販売されているか。	☐	☐
	（記録） 冷凍施設の温度		

第 11-1 号様式（第 9 の 2 の（2）の①関係）

みえジビエハンター書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
(1)	システム登録申請書※ (第 4-2 号様式)	1 部		
(2)	システム登録申請調書 (第 5-5 号様式)	1 部		
(3)	誓約書※ (第 6-2 号様式)	1 部		
(4)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律に基づく 狩猟免状の写し	1 部		
(5)	申請者写真	2 部		縦 3 cm × 横 2.4 cm 申請前 6 ヶ月以内に撮影 した無帽、正面、上三分身、 無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日 を記載 ※データでも可
(6)	本人住所、氏名が分かる公的機 関が発行した書類の写し※	1 部		住民票(過去 1 年以内に発 行したもの)、運転免許証、 健康保険証等の写し
(7)	第 6 の 5 で交付された登録講習 会受講修了書の写し※	1 部		
(8)	その他、特に知事が必要と認め る書類等			

※第 3 の 2 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

第 11-2 号様式（第 9 の 2 の（2）の①関係）

みえジビエ解体処理者書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
(1)	システム登録申請書※ (第 4-2 号様式)	1 部		
(2)	システム登録申請調書 (第 5-6 号様式)	1 部		
(3)	誓約書※ (第 6-2 号様式)	1 部		
(4)	三重県食品衛生規則第 12 条に定める食品衛生責任者になれる資格を有する書類等の写し	1 部		食品衛生責任者養成講習の受講が確認できる修了証、調理師免許の写し等
(5)	申請者写真	2 部		縦 3 cm × 横 2.4 cm 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日を記載 ※データでも可
(6)	本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し※	1 部		住民票(過去 1 年以内に発行したもの)、運転免許証、健康保険証等の写し
(7)	第 6 の 5 で交付された登録講習会受講修了書の写し※	1 部		
(8)	その他、特に知事が必要と認める書類等			

※第 3 の 2 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

第 11-3 号様式（第 9 の 2 の（2）の①関係）

みえジビエマスター書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
(1)	システム登録申請書※ (第 4-2 号様式)	1 部		
(2)	システム登録申請調書 (第 5-7 号様式)	1 部		
(3)	誓約書※ (第 6-2 号様式)	1 部		
(4)	申請者写真	2 部		縦 3 cm × 横 2.4 cm 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日を記載 ※データでも可
(5)	本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し※	1 部		住民票（過去 1 年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
(6)	第 6 の 5 で交付された登録講習会受講修了書の写し※	1 部		
(7)	その他、特に知事が必要と認める書類等			

※第 3 の 2 に規定する登録区分の複数同時申請時は 1 部提出で共通とする。

事 務 連 絡
年 月 日

食品安全課長 あて

フードイノベーション課長

みえジビエフードシステム登録制度にかかる申請内容の確認について

このことについて、申請書が提出されましたので、下記のとおり、許可事実等に間違いがないか確認のうえ、回答をお願いします。

記

- 1 許可名義人
- 2 施設名(屋号)
- 3 施設所在地
- 4 許可業種
- 5 許可番号
- 6 有効期間
- 7 その他、特記・留意事項

第 一 号
年 月 日

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年 月 日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録を認めますので、通知します。

記

- 1 登録番号 みえジビエ第 一 号
- 2 登録区分
- 3 登録施設名
- 4 登録施設所在地
- 5 登録事業者名及び所在地
- 6 登録日
- 7 登録有効期間
- 8 その他、特記事項

第 一 号
年 月 日

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年 月 日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録に至りませんでしたので、通知します。

なお、今回の申請で登録までに至らない事由の解消後、再申請可能となりますので申し添えます。

記

- 1 申請登録区分
- 2 申請登録施設名
- 3 申請登録施設所在地
- 4 登録に至らなかった事由
- 5 その他、特記事項

（規格 A 4 版）

第 一 号
年 月 日

（申請者） あて
住所：
氏名：

三重県知事

印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年 月 日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録を認めますので、通知します。

記

- 1 登録番号 みえジビエ第 ー 号
- 2 登録区分
- 3 登録日
- 4 登録有効期間
- 5 その他、特記事項

第 一 号
年 月 日

（申請者） あて
住所：
氏名：

三重県知事

印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年 月 日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録にいたりませんでしたので、通知します。

なお、今回の申請で登録までに至らない事由の解消後、再申請可能となりますので申し添えます。

記

- 1 申請登録区分
- 2 登録に至らなかった事由
- 3 その他、特記事項

みえジビエフードシステム登録証

Mie Gibier Food System Certified Wild Game Processing Establishment

登録番号：みえジビエ第〇 - 〇〇号

Registration number:

登録区分：〇〇〇〇〇

Registration type:

登録施設名：〇〇〇〇〇

Establishment name:

所在地：三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Location:

登録日： 年 月 日

Registration date:

登録有効期間： 年 月 日まで

Effective period:

貴施設は、みえジビエフードシステム登録制度に
基づき登録されたことを証する。

We certify that your establishment has been registered in accordance with
Mie Gibier Food System.

年 月 日

〇〇〇〇〇 〇〇, 〇〇〇〇
(年月日英語表記)

三重県知事 (知事名)

印

〇〇〇〇〇〇 (知事名・苗字ローマ表示)

Governor of Mie Prefecture

みえジビエのお店 (Mie Gibier Certified Wild Game Distributor) 本施設は、三重県のみえジビエ登録制度に基づき、登録されているお店です。 This establishment has been registered as a wild game distributor in accordance with Mie Gibier guidelines and quality standards. 三重県 Mie Prefecture
--

※サイズは、A4版（横）程度とする。

※三重県産木材のヒノキとする。

※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

※文字サイズ及び文字フォントは、適宜とする。

第16号様式（第10の3関係）※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

みえジビエフードシステム登録証

登録番号：みえジビエ第○ - ○○号

登録区分：○○○○○

登録者名：○○○○○

住所：三重県○○○○○○○○○○

登録日： 年 月 日

登録有効期間： 年 月 日まで

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されたことを証する。

年 月 日

三重県知事 (知事名)

印

第17号様式（第10の3関係）

※紙印刷、写真貼付、または、印刷、ラミネート仕上げ

※サイズは、ラミネート仕上げ後で、原則、縦5.4cm以内×横8.5cm以内とする。

なお、原則、登録証は、縦5cm程度×横8.1cm程度とする。

（1）みえジビエハンター Skilled Mie Gibier Hunter

みえジビエフードシステム登録カード Mie Gibier Food System registration card			
貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき 登録されたことを証する We certify that you have been registered in accordance with Mie Gibier Food System.			
本人写真	みえジビエハンター Skilled Mie Gibier Hunter		
	(氏名)	(氏名英語表記)	
	登録年月日	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	登録番号	〇〇—〇〇〇	
	三重県知事	〇〇 〇〇	印

（2）みえジビエ解体処理者 Skilled Mie Gibier Slaughterer

みえジビエフードシステム登録カード Mie Gibier Food System registration card			
貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき 登録されたことを証する We certify that you have been registered in accordance with Mie Gibier Food System.			
本人写真	みえジビエ解体処理者 Skilled Mie Gibier Slaughterer		
	(氏名)	(氏名英語表記)	
	登録年月日	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	登録番号	〇〇—〇〇〇	
	三重県知事	〇〇 〇〇	印

(3) みえジビエマスター Mie Gibier Master

みえジビエフードシステム登録カード
Mie Gibier Food System registration card

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき
登録されたことを証する

We certify that you have been registered
in accordance with Mie Gibier Food System.

本人写真

みえジビエマスター Mie Gibier Master

(氏名)

(氏名英語表記)

登録年月日 年 月 日から

年 月 日まで

登録番号 ○○—○○○

三重県知事 ○○ ○○ 印

みえジビエフードシステム登録台帳（施設及び事業者）

登録の認否			
登録（申請） 区分		申請年月日	
登録番号		建設年月日	
登録（申請） 事業者名及代表 者職・氏名			
登録（申請） 施設名			
施設所在地	〒		
解体処理・店舗 責任者 職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス	※NPO 法人みえジビエ推進協議会が代理受信する場合には、その旨も記入。		
みえジビエ 解体処理者名	※当該施設で解体処理を行う「みえジビエ解体処理者」の全員を記入すること		
みえジビエ ハンター名	※当該施設に個体を持ち込む「みえジビエハンター」の全員を記入すること。		
登録（更新登録）年月日	登録番号	登録期間	
特記事項 ※登録に至らなかった事由等を記入すること。			

（規格A4版）

みえジビエフードシステム登録台帳（人材）

登録の認否				
登録（申請） 区分		申 請 年月日		
登録（申請）番号				
登録（申請） 氏名				
住 所	〒			
電話番号		FAX 番号		
E-mail アドレス				
※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日
本人写真	本人写真	本人写真	本人写真	本人写真
登録（更新登録）年月日	登録番号		登録期間	
特記事項 ※登録に至らなかった事由等を記入すること。				

（規格A4版）

第 19 号様式（第 12 の 1 関係）

みえジビエフードシステム登録制度登録内容変更（取り下げ）申請書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

登録区分：

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 12 の 1 に基づき、下記のとおり登録内容の変更（取り下げ）を申請します。

記

1 変更理由（取り下げ理由）

2 変更内容 ※変更申請の場合に記入

変更事項	
新	旧

（規格 A 4 版）

第20-1号様式（第14の1の(1)関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号
 （法人、団体については、主たる事務所の所在地）
 住 所：
 （法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
 氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第14に基づき、 年度（4月から翌年3月）の実績を下記のとおり報告します。

記

みえジビエ（シカ）の月別解体処理実績

ア 頭数

月	解体処理頭数	内 訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃 器
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

※うち、枝肉としての出荷頭数 _____ 頭

（規格A4版）

イ シカ肉の部位別生産数量 (kg)

※解体処理後の精肉の数量。部位は、マニュアルを参照のこと。

月	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計								

(注) 部位を細分化している場合は、マニュアルに準じた部位に計上すること。

異なる部位の切り落とし肉は、その他に計上すること。

第20-2号様式（第14の1の(2)関係）

みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第14に基づき、 年度（4月から翌年3月）の実績を下記のとおり報告します。

記

1 みえジビエシカ肉使用実績（kg） （仕入先名： ）

部位	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
計								

2 みえジビエ加工品別使用実績（個数） （仕入先名： ）

	商 品 名			
	①	②	③	④
計				

（規格A4版）

第20-3号様式（第14の1の(3)関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第14に基づき、年度（4月から翌年3月）の実績を下記のとおり報告します。

記

1 みえジビエシカ肉販売実績（kg）（仕入先名：）

部位	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
量								

2 みえジビエ加工品販売実績（仕入先名：）

販売個数： _____ 個

（規格A4版）

第20-4号様式（第14の1の(4)関係）

みえジビエ加工施設及び事業者実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号
 （法人、団体については、主たる事務所の所在地）
 住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
 氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第14に基づき、年度（4月から翌年3月）の実績を下記のとおり報告します。

記

1 原料のみえジビエシカ肉仕入れ実績（kg）（仕入先名： ）

部位	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
量								

2 みえジビエ加工品別・月別生産量実績（個数）

月	商 品 名			
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				

（注）商品アイテムが表に収まらない場合には、表を複写、追加等して使用すること。

（規格A4版）

第21-1号様式（第14の（5）関係）

みえジビエハンター実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

住 所：

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第14に基づき、年度（4月から翌年3月）の実績を下記のとおり報告します。

記

みえジビエとして搬入したシカの月別捕獲実績（頭数）（搬入先：）

月	捕獲頭数	内 訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃 器
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

（規格A4版）

第 2 1－2 号様式（第 1 4 の（6）関係）

みえジビエ解体処理者実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

住 所：

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 14 に基づき、年度（4 月から翌年 3 月）の実績を下記のとおり報告します。

記

1 解体処理に従事した解体処理施設名：_____

2 みえジビエ（シカ）解体処理作業実績

月	頭数
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	
計	

（規格 A 4 版）

第 2 1－3 号様式（第 1 4 の（7）関係）

みえジビエマスター実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

住 所：

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 14 に基づき、年度（4 月から翌年 3 月）の実績を下記のとおり報告します。

記

1 主な活動を行った施設名 ※活動実績があれば、記入

2 イベント等で行った活動（イベント名、開催年月日、開催場所）
※活動実績があれば、記入

3 その他の活動実績

※料理教室、講演、雑誌掲載等の実績があれば、開催年月日、開催場所、主催者、掲載誌名、テレビ番組名等を具体的に記入

（規格 A 4 版）

第 一 号
年 月 日

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエフードシステム登録制度登録取消通知書

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 16 に基づき、登録を取消しますので通知します。

記

- 1 取消となる登録の登録番号
みえジビエ第 一 号
- 2 取消となる登録の登録区分
- 3 取消となる登録の登録施設名
- 4 取消となる登録の所在地
- 5 取消となる登録の登録日
- 6 登録を取消した理由

（規格 A 4 版）

第 23 号様式（第 5 の 10 関係）

みえジビエ事故等発生通知書

年 月 日

三重県知事 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所；

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名；

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 5 の 10 に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録番号	みえジビエ第 - 号
登録区分	
当該品名	
事故等の内容	※発生日時、発生内容等を具体的に記入すること。
対応方針 及び 対応結果	※どのような方針で対応し、対応結果はどうだったかを記入すること。

（規格 A 4 版）

第 2 4 号様式（第 1 3 の 1 関係）

みえジビエフードシステム登録制度継続申請書

年 月 日

三重県知事 あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

登録区分：

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 13 に基づき、登録の継続を申請します。

（規格 A 4 版）

用語の定義

【別紙】

本要領で使用する用語の定義は次のとおりとします。

【みえジビエ】※三重県が商標権を保有

次の要件をすべて満たすものをいいます。

- (1) みえジビエハンターが、三重県内で捕獲した野生のシカであること。
- (2) みえジビエ解体処理施設で、みえジビエ解体処理者が人の摂食用に処理した枝肉や精肉であること。

【マニュアル】

みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアルのこと。

【みえジビエ加工品】

次の要件をすべて満たすものをいいます。

- (1) みえジビエを原料に使用した食用加工品であること。
- (2) 原料のシカ肉は、すべてみえジビエを用いること。
- (3) マニュアルに基づき、加工または製造されたものであること。

【みえジビエ料理】

次の要件をすべて満たすものをいいます。

- (1) みえジビエ、または、みえジビエ加工品を食材に使用した料理であること。
- (2) 料理の食材に使用するシカ肉は、すべてみえジビエ、もしくは、みえジビエ加工品であること。
- (3) マニュアルに基づき、調理された料理であること。

【みえジビエ解体処理施設】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、みえジビエの解体処理を行う施設。

【みえジビエの食べられるお店または施設】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、みえジビエ料理を提供する店舗や施設。

【みえジビエ加工施設】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、みえジビエを原料とした加工または製造を行う施設。

【みえジビエの買えるお店】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、みえジビエを原料とした加工品の販売、あっせんを行う施設。

【みえジビエハンター】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、野生のシカの捕獲者。

【みえジビエ解体処理者】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、野生のシカを解体処理する者。

【みえジビエマスター】

みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されている、みえジビエに関する知識や情報等を正しく第三者に伝えることができる者。

登録制度に係る英訳

本要領で使用する、登録制度に係る英訳は次のとおりとします。

- (1) みえジビエ
Mie Gibier
- (2) みえジビエ解体処理施設及び事業者
Slaughtering facility and business operator of Mie Gibier
- (3) みえジビエ解体処理施設
Slaughtering facility of Mie Gibier
- (4) みえジビエの食べられるお店または施設及び事業者
Restaurant or facility and operator where Mie Gibier is available
- (5) みえジビエの食べられるお店または施設
Restaurant or facility where Mie Gibier is available
- (6) みえジビエの買えるお店及び事業者
Shop and operator where Mie Gibier is available
- (7) みえジビエの買えるお店
Shop where Mie Gibier is available
- (8) みえジビエ加工施設及び事業者
Processing facility and business operator of Mie Gibier
- (9) みえジビエ加工施設
Processing facility of Mie Gibier
- (10) みえジビエハンター
Skilled Mie Gibier Hunter
- (11) みえジビエ解体処理者
Skilled Mie Gibier Slaughterer
- (12) みえジビエマスター
Mie Gibier Master